

平戸市農業振興計画

(令和2年度～令和11年度)



目 次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画の趣旨	1
第2節	計画の期間と実施	1
第3節	政策動向とその関連計画	1
	1. 「食料・農業・農村基本計画」(国)	
	2. 新ながさき農林業・農山村活性化計画(長崎県)	
	3. 第2次平戸市総合計画(平戸市)	
第2章	平戸市農業の現状	4
第1節	地理的条件及び気候条件	4
第2節	農業労働の現状	5
	1. 農家戸数	
	2. 農業就業人口	
第3節	土地の現況	7
	1. 耕地面積	
	2. 経営耕地面積	
	3. 耕作放棄地	
第4節	農業生産の現状	10
	1. 農業販売額の動向	
	2. 主要品目別の動向	
第5節	有害鳥獣対策の現状	11
第3章	平戸市農業の課題	13
	1. 農業生産構造に関する課題	
	2. 生産性、収益性に関する課題	
	3. 販売流通体制に関する課題	
	4. 農業と地域活性化に関する課題	
第4章	農業振興計画の基本方針	15
	1. 意欲ある多様な担い手の確保及び育成	
	2. 多様性のある農業の振興	
	3. 地域の特性を活かした販売戦略	
	4. 農業環境の保全	
	5. 有害鳥獣対策の推進	
	6. 地産地消の推進	
	7. 離島地区の振興	
第5章	基本方針実現のための取り組み	17
第1節	意欲ある多様な担い手の確保及び育成	17
	1. 新規就農者の確保・育成	
	2. 認定農業者等の育成強化	
	3. 多様な担い手の育成	
	4. 地域の中心となる担い手の育成	

5. 労力支援システムの構築	
第2節 多様性のある農業の振興	18
1. 畜産の振興	
2. 施設園芸の振興	
3. 露地園芸の振興	
4. その他園芸の振興	
5. 水田フル活用の推進	
6. 生産基盤の強化	
第3節 地域の特性を活かした販売戦略	23
1. 農協系統における集出荷体制の整備	
2. 家畜市場統合に向けた支援	
3. 農産物直売所における出荷者の確保及び生産体制の強化	
第4節 農業環境の保全	24
1. 農業用廃プラスチックの適正処理の推進	
2. 日本型直接支払制度等の活用	
3. 持続可能な農業の推進	
4. 耕作放棄地の発生防止	
第5節 有害鳥獣対策の推進	25
第6節 地産地消の推進	25
1. 直売所を利用した地産地消の推進	
2. 学校給食等への対応	
第7節 離島地区の振興	26

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の趣旨

農業・農村を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化による生産力の低下、農畜産物の輸入自由化に伴う国際化の進展による国内外の産地間競争など大変厳しい状況です。また、食料自給率が低迷する中、国民はもとより農業者の多くが将来における食料事情に不安を抱くという事態となっています。

加えて、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）が発効されるなど、外国との経済連携に向けた動きも加速化しており、国際的な食料・農業関連施策の動向等を踏まえた対応を進めていく必要があります。

そのような中、国においては、食料、農業、農村政策の基本方針となる「食料、農業、農村基本法」の見直しを平成27年3月に行い、「強い農業」と「美しく活力ある農村」を創出する方針を示しました。また、令和元年9月より更なる計画見直しに向けた検討が開始されています。

これに伴い、長崎県においても、農政の基本指針となる「新ながさき農林業・農山村活性化計画」を平成28年度に策定し、重点施策に対する取組みを実施してきました。しかし、令和2年度に計画の終期を迎えることから、計画の見直しが進められているところです。

この様な中、本市においては、平成22年3月に「平戸市農業振興計画」を策定し、地域農業・農村の特徴を最大限に活かし、農業が若者にも魅力ある産業となり、農村が快適で活力のある定住の場となることを目指して、国や県の施策を積極的に導入し、農村の体質強化に向けた取組みを推進してまいりました。

本計画については、これまでの取組みの成果を踏まえ、本市の基幹産業である農業の更なる活性化を図るため、新しい時代に向けた農業、農村の展開方向を示した新たな「平戸市農業振興計画」として策定するものです。

第2節 計画の期間と実施

本計画の期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。また、計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じて、おおむね5年ごとに見直しを行い、状況に即した計画とします。

第3節 政策動向とその関連計画

1. 「食料・農業・農村基本計画」（国）

国が平成17年に策定した「食料・農業・農村基本計画」は、平成27年3月

に見直しが行われ、農業や食品産業の成長産業化を促進するための産業政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指す取組みが進められています。

国は、令和元年9月に計画の中間見直しを行い、「人口減少が本格化する社会にあっても、食料・農業・農村の持続性を高めながら、農業の成長産業化を進める「産業政策」と、多面的機能の発揮を図る「地域政策」を車の両輪として、国民生活に不可欠な食を安定的に供給していく」ことを計画の基本コンセプトに決めました。農業の持続的な発展を目標に、担い手への重点的な支援の実施や多様な人材が活躍できる農業の働き方改革の推進、スマート農業の推進を盛り込むなど、各種施策について検討が進められているところです。

2. 新ながさき農林業・農山村活性化計画（長崎県）

長崎県の農政の基本指針である「新ながさき農林業・農山村活性化計画」は平成27年度に計画の見直しを行い、平成28年度から令和2年度までを計画期間とし策定されました。

「新ながさき農林業・農山村活性化計画」では、「生産・流通・販売対策」を軸としたしっかり稼ぐ仕組みづくりを構築し、農林業・農山村全体の所得向上を図ることで人を呼び込み、地域がにぎわう社会の実現を目指し取組みが進められています。

しかし、現計画が令和2年度で終期を迎えるため、人口減少が進む中、高齢者人口の割合が大幅に増加する2040年問題を見据えながら、課題等の整理を行い、計画の見直しを進めているところです。

新しい計画では、施策の方針を「県内外の若者から選ばれる産業・集落を目指す」と位置づけ、①「選ばれる産業」では、経営規模拡大を推進するため、スマート農業の推進や外国人材活用など専業農家への支援、②「選ばれる集落」では、集落の魅力発信を推進するため、移住・定住対策や直売所などを活用した地域のビジネス化など、多様な担い手の育成に対する取組み等が検討されています。

3. 第2次平戸市総合計画（平戸市）

平成30年3月に策定された第2次平戸市総合計画では、本市が目指す将来像として「夢あふれる 未来のまち 平戸」を掲げ、重要プロジェクトに「もうける農林水産プロジェクト」を位置づけています。

さらに、農業振興については、基本プロジェクト1「しごとをひろげるプロジェクト」として、次のとおり基本方向が示されています。

基本プロジェクト1「しごとをひろげるプロジェクト」

第1節 たくましく元気な産業の振興

(1) 次代につながる農林業を振興する

施策1 意欲のある担い手を確保・育成する

- 新規就農者の確保・育成
- 認定農業者などの育成強化
- 集落営農組織の育成・労力支援システムの構築

施策2 もうかる農業を実現する

- 肉用牛の生産振興
- 園芸・特用林産物の生産振興
- 水田フル活用の推進
- 新規品目の推進

施策3 有害鳥獣対策を強化する

- 有害鳥獣捕獲の強化
- 鳥獣被害防護柵の整備
- 市街地対策の強化

施策4 生産基盤を整備する

- ほ場や農道など農業基盤の総合的な整備
- 農業・農村の有する多面的機能の維持
- 担い手への農地の集積と集約化
- 健全な森林資源の維持増進と利用推進
- 遊休農地対策

(2) やるばい指標（成果指標）

指標の名称	単位	現況値 (2016年度)	前期目標値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
新規就農者数	人/年	8	6	6
主要農林畜産物販売額	億円/年	57.6	56	55
繁殖雌牛の平均飼養頭数	頭/戸	8.4	10	12.5

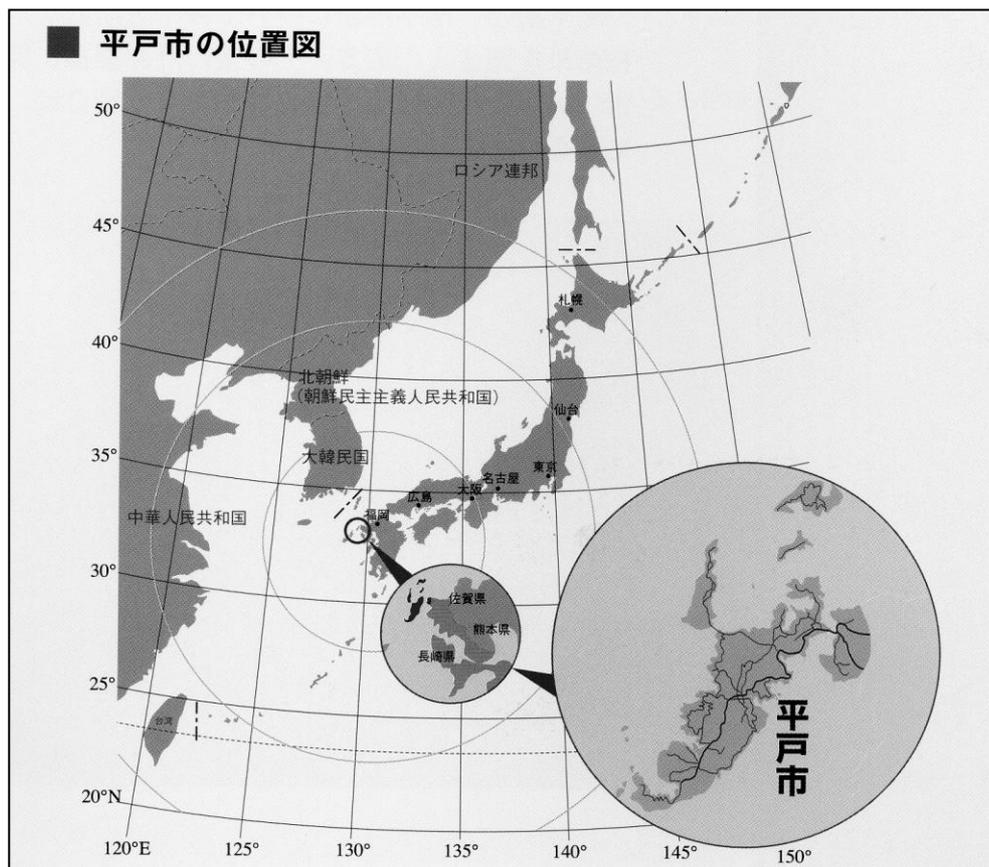
第2章 平戸市農業の現状

第1節 地理的条件及び気候条件

本市は、九州の西、長崎県の北西端に位置し、平戸島、生月島、大島、度島、高島の有人島及び九州本土北西部の沿岸部に位置する田平と、周辺の多数の島々で構成されています。平戸島は、田平と平戸大橋により、生月島は、平戸島と生月大橋で結ばれています。大島、度島、高島は離島であり、交通手段は船舶のみです。

面積は235.12km²で、山は、安満岳の534.6mが最も高く、河川は総じて短小で、神曾根川の9.3kmが最長です。平坦地は少なく、中山間部に、多くの水田、畑を擁します。

気候は、周囲のほとんどが海に囲まれ、対馬暖流と季節風の影響を受け、海洋性の温暖な気候で、通年の平均気温は16～17℃、年間平均降水量は2,000mm前後です。



資料：平戸市総合計画

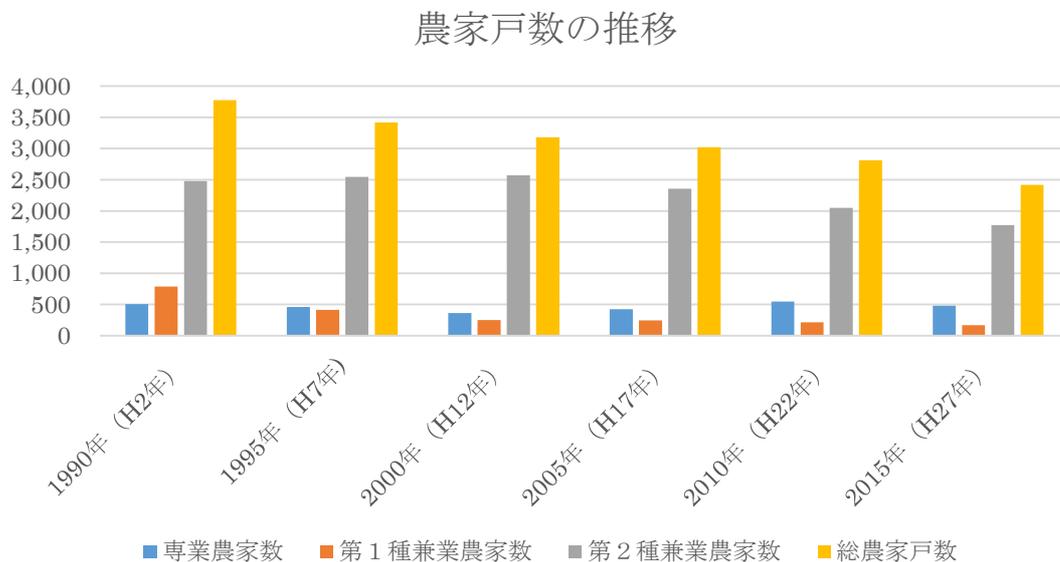
第2節 農業労働の現状

1. 農家戸数

農家戸数は、高齢化による離農などを要因として昭和60年以降減少を続け、近年10年間の平成17年（西暦2005年）と平成27年（西暦2015年）を比較すると、611戸（△20.2%）減となっています。

専業、兼業別に見ると、平成17年から平成27年の間で、専業農家は58戸増加し、第1種兼業農家は76戸、第2種兼業農家は593戸の減少となっています。

専業農家の増については、これまで兼業農家だった方々が他産業を離職したことによるものと考えられます。



(単位：戸)

年次	専業農家数	第1種兼業農家数	第2種兼業農家数	総農家戸数
1990年 (H2年)	505	789	2,482	3,776
1995年 (H7年)	460	412	2,545	3,417
2000年 (H12年)	363	248	2,572	3,183
2005年 (H17年)	423	245	2,363	3,031
2010年 (H22年)	549	216	2,047	2,812
2015年 (H27年)	481	169	1,770	2,420

資料：農林業センサス

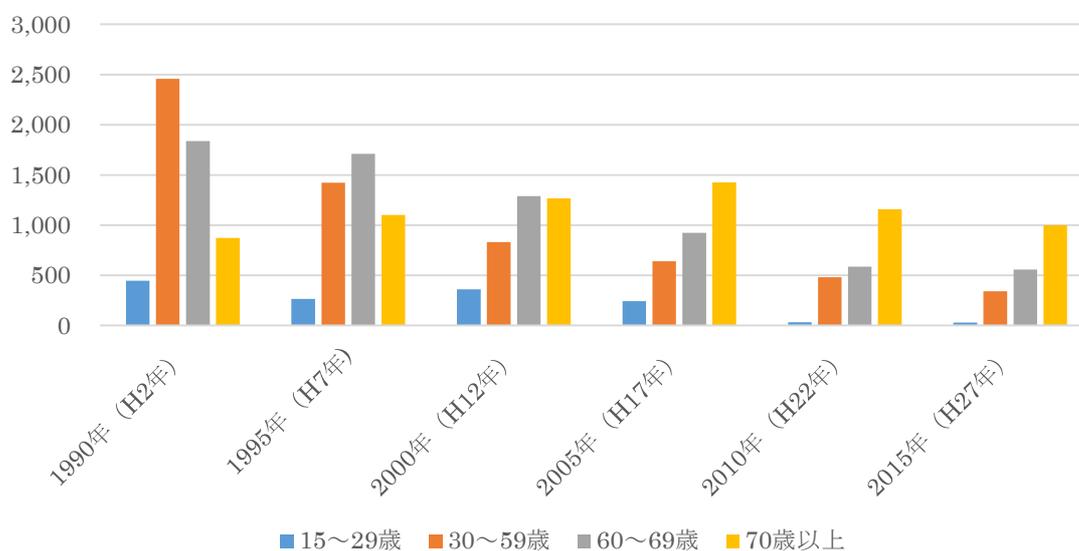
2. 農業就業人口

農業就業人口においても減少傾向であり、平成17年と平成27年を比較すると、1,304人（△40.3%）減少しています。

平成17年と平成27年を年代別に見ると、すべての年代で減少しており、特に29歳以下では87%以上と著しく減少しています。また、30歳から69歳までは43%以上減少し、70歳以上については30%減少しています。

農業就業人口のうち、70歳以上の占める割合が51%を超えていることから、本市の農業就業人口の高齢化が浮き彫りとなっています。

農業就業人口の推移



(単位：人)

年次	15～29歳	30～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
1990年 (H2年)	447	2,458	1,836	874	5,615
1995年 (H7年)	266	1,422	1,709	1,101	4,498
2000年 (H12年)	362	833	1,290	1,267	3,752
2005年 (H17年)	244	642	924	1,425	3,235
2010年 (H22年)	32	480	586	1,158	2,256
2015年 (H27年)	31	342	557	1,001	1,931

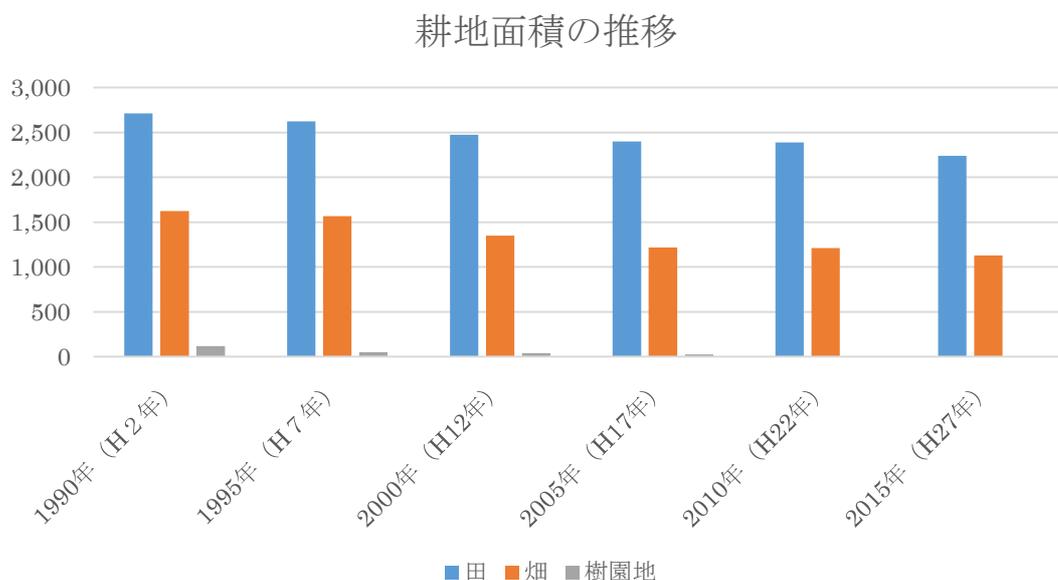
資料：農林業センサス

第3節 土地の現況

1. 耕地面積

耕地面積は減少傾向にあり、平成17年と平成27年を比較すると、250ha（△6.9%）減少しています。

田は160ha（△6.7%）の減少で、畑は87ha（△7.1%）の減少となっており、田の減少が大きくなっています。



(単位 : ha)

年次	田	畑	樹園地	合計
1990年 (H2年)	2,713	1,623	(117)	4,336
1995年 (H7年)	2,625	1,567	(50)	4,192
2000年 (H12年)	2,475	1,351	(41)	3,826
2005年 (H17年)	2,400	1,217	(27)	3,617
2010年 (H22年)	2,390	1,210	-	3,600
2015年 (H27年)	2,240	1,130	-	3,370

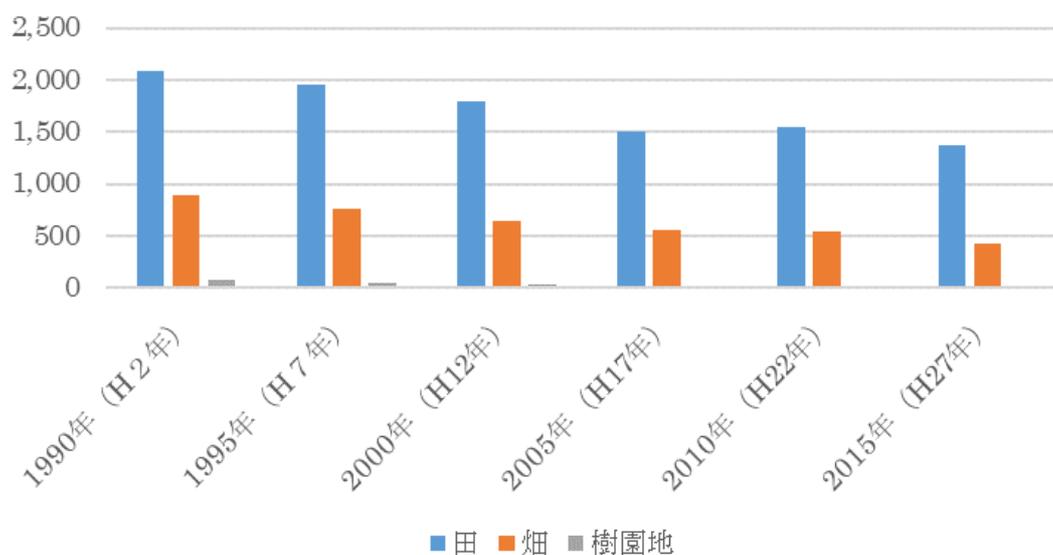
資料：長崎県農林水産統計年報

2. 経営耕地面積

経営耕地面積も減少傾向にあり、平成 17 年と平成 27 年を比較すると、261ha (△12.5%) 減少しています。

平成 27 年の地目別の構成比は、田が 75.6%、畑が 23.4%、樹園地が 1.0% となっています。

経営耕地面積の推移



(単位 : ha)

年次	田	畑	樹園地	合計
1990年 (H2年)	2,092	892	73	3,057
1995年 (H7年)	1,948	760	50	2,758
2000年 (H12年)	1,797	638	33	2,468
2005年 (H17年)	1,508	552	22	2,082
2010年 (H22年)	1,542	546	17	2,105
2015年 (H27年)	1,377	426	18	1,821

資料 : 農林業センサス

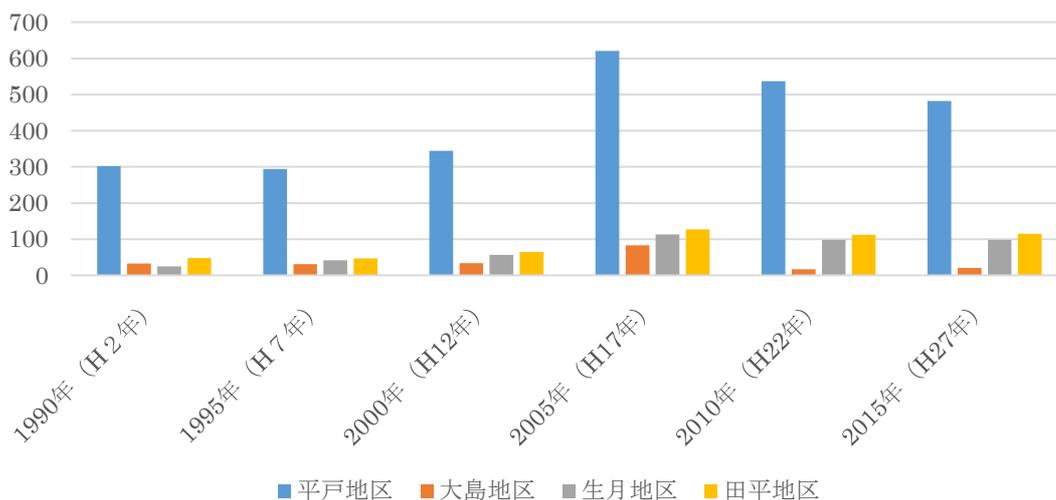
3. 耕作放棄地

耕地面積が減少傾向にある中、耕作放棄地についても減少傾向を示し、平成17年と平成27年を比較すると、228ha（△24.2%）減少しています。これについては、条件不利地の耕作放棄地が、非農地化したことによるものと考えられます。

平成27年の地区別の構成比をみると、平戸地区が67.3%、大島地区が2.9%、生月地区が13.7%、田平地区が16.1%で、平戸地区が全体の半分以上を占めています。

今後も農地中間管理事業等を活用し、担い手への農地の集積・集約化を図り、耕作放棄地の発生防止に向けて農地の有効活用を推進します。

耕作放棄地の推移



(単位 : ha)

年次	平戸地区	大島地区	生月地区	田平地区	合計
1990年 (H2年)	302	33	25	48	408
1995年 (H7年)	294	31	42	47	414
2000年 (H12年)	345	34	57	65	501
2005年 (H17年)	621	83	113	127	944
2010年 (H22年)	537	17	98	112	764
2015年 (H27年)	482	21	98	115	716

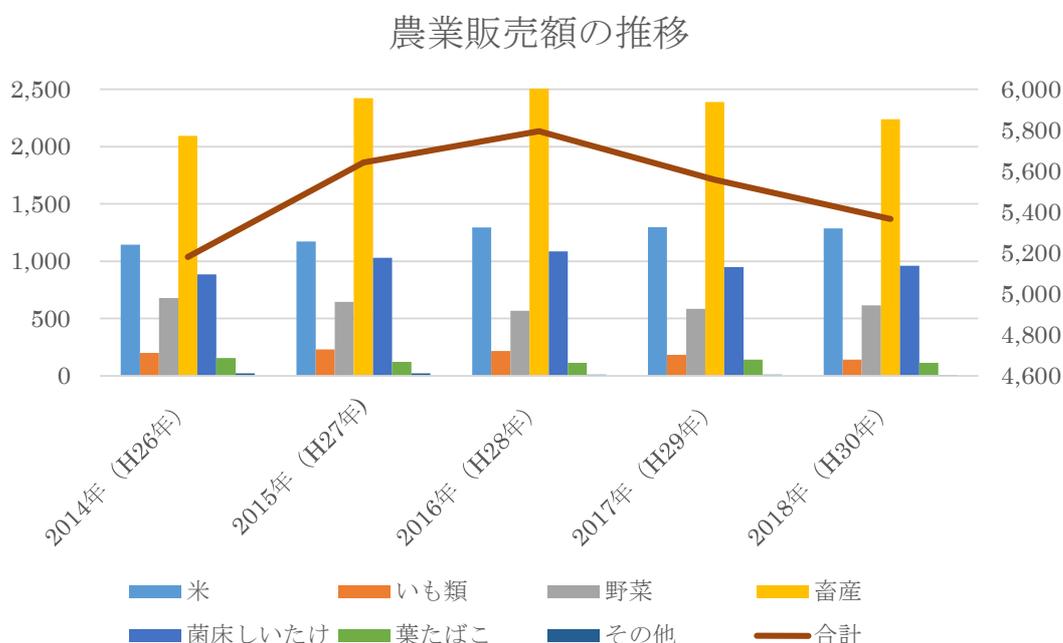
資料 : 農林業センサス

第4節 農業生産の現状

1. 農業販売額の動向

主要な農産物の農業販売額は、平成26年度以降、畜産（肉用牛）と菌床しいたけの販売額の増加によって、全体の販売額は増加傾向にありましたが、平成28年度をピークに減少しています。

品目別に見ると、畜産（肉用牛）については、近年の子牛価格相場の高値により、平成28年度まで増加していましたが、その後は減少傾向にあります。販売額の減少率が大きいものはいも類で、平成26年と平成30年度を比較すると約6千万円（△29%）の減少となっています。



農業販売額

(単位: 百万円)

年次	米	いも類	野菜	畜産	菌床しいたけ	葉たばこ	その他	合計
2014年度 (H26)	1,145	200	678	2,095	866	155	22	5,181
2015年度 (H27)	1,172	231	646	2,422	1,029	122	21	5,643
2016年度 (H28)	1,294	218	569	2,506	1,085	113	11	5,796
2017年度 (H29)	1,298	183	584	2,389	950	143	12	5,559
2018年度 (H30)	1,287	142	616	2,240	960	113	9	5,367

資料: 市独自の販売額調査等による

2. 主要品目別の動向

ここ5年間の主要品目の販売額の推移をみますと、「子牛」、「菌床しいたけ」、「いちご」、「ばれいしょ」、「葉たばこ」が上位5品目となっていますが、「ばれいしょ」、「アスパラガス」、「たまねぎ」などは減少傾向となっています。

単位（千円）

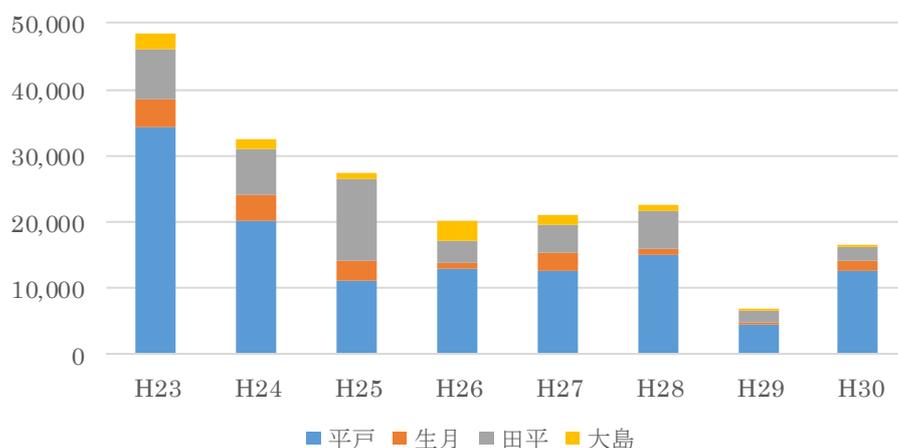
区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
子牛	1,286,328	1,421,119	1,704,198	1,636,594	1,588,735
菌床しいたけ	886,476	1,029,372	1,084,653	949,825	960,330
いちご	276,597	236,866	242,034	271,163	309,199
ばれいしょ	200,115	230,624	217,507	183,356	142,138
葉たばこ	154,757	122,484	113,015	143,146	112,587
アスパラガス	122,978	147,377	125,480	102,777	105,540
たまねぎ	104,580	111,406	68,704	62,275	71,978
計	3,031,831	3,299,248	3,555,591	3,349,136	3,290,507

資料：市独自の販売額等調査による

第5節 有害鳥獣対策の現状

本市では農作物被害の減少を目的に、県の定める「鳥獣保護管理事業計画」に基づき有害鳥獣対策に取り組んでいます。イノシシによる農作物の被害額は、平成23年度から減少傾向にあります。また、イノシシの捕獲頭数は、年次変動はあるものの、約3,800頭から5,600頭の間で推移しています。

イノシシ被害額の推移



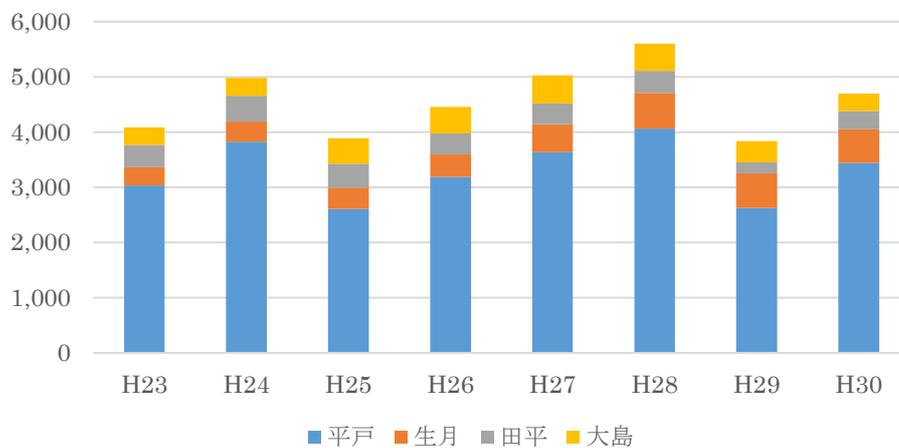
イノシシ被害額の推移

単位：千円

地区	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
平戸	34,371	20,247	11,134	12,762	12,544	14,922	4,413	12,485
生月	4,013	3,696	2,836	1,155	2,784	991	230	1,645
田平	7,692	6,956	12,492	3,302	4,303	5,771	1,833	2,059
大島	2,304	1,683	994	2,857	1,435	846	252	167
計	48,380	32,582	27,456	20,076	21,066	22,530	6,728	16,356

資料：市独自の調査等による

イノシシ捕獲頭数の推移



イノシシ捕獲頭数の推移

単位：頭

地区	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
平戸	3,033	3,824	2,609	3,188	3,634	4,061	2,625	3,437
生月	329	365	380	403	508	650	626	615
田平	405	470	439	382	380	398	198	329
大島	319	322	463	485	506	492	389	316
計	4,086	4,981	3,891	4,458	5,028	5,601	3,838	4,697

資料：市独自の調査等による

第3章 平戸市農業の課題

1. 農業生産構造に関する課題

- 農業就業人口の減少
- 農業従事者の高齢化
- 鳥獣被害の発生

本格的な人口減少を迎え、農業就業者の減少や農業従事者の高齢化が進んでいる中、平成27年の農業就業者人口は、1,931人であり、平成17年度と比較すると1,304人(△40.3%)減少しています。また、70歳以上の占める割合は51%を超えています。そのため、高齢化等による離農が進むことにより、農地の有効活用や生産基盤の維持・保全に支障をきたしています。

今後も農業就業人口は減少することが予想されることから、農業生産のみならず、地域社会の健全な発展を図るため、意欲ある新規就農者や認定農業者の確保・育成、集落営農組織の推進、農業法人化を図るとともに、女性農業者等の能力活用など、多様な担い手の確保・育成が極めて重要な課題となっています。

さらに、有害鳥獣による農作物被害も大きく、特にイノシシ被害については、防護柵の整備及び捕獲対策の取組みによって、平成30年度実績では、農業被害額は約1,600万円に減少したものの、捕獲頭数は4,600頭を超えています。令和元年度においても、捕獲頭数は減少傾向にありますが、イノシシ被害の防止は引き続き重要な課題です。

2. 生産性、収益性に関する課題

- 労力不足
- 生産コストの増加

農業の生産基盤については、生産の基礎的資源となる農道整備や農地のほ場整備、近代化施設の整備など、収益性の向上に向けて努力してきたところです。

しかし、地域における農業従事者の高齢化や後継者不足等による労力不足のほか、近年の農業資材費や燃油高騰等に伴う生産コストの高止まりなどの影響を受け、新規参入や新たな施設の整備、農業機械の導入を図りにくい農業経営環境にあることから、これらの課題を解決していく必要があります。

3. 販売流通体制に関する課題

- 家畜市場、農産物集出荷施設等の機能集約による販売力の強化

農産物の販売は、農協系統における販売が中心であり、農協管内の各地域において集出荷が行われてきました。しかし、農産物の品質の均一化や集出荷コストの低減が求められていることから、家畜市場及び農産物集出荷施設の機能集約な

どによる新たな流通システムに対応した生産、販売、流通対策が課題となっています。

4. 農業と地域活性化に関する課題

○ 農業・農村の持つ多面的な機能を活かした農村地域の活性化

農業・農村は、近年、市民に対し食料を安定的に供給するだけでなく、都市部の住民にからも「心の安らぎ」、「癒し」の場としての役割を求められています。

このため、農業生産活動を通じて、農業・農村の持つ多面的な機能を維持するとともに、その機能を活かした、都市部住民との交流等による農村地域の活性化を図る必要があります。

事実、世界文化遺産の構成資産として登録された本市の「春日の棚田」では、交流拠点施設「かたりな」が整備され多くの方が訪れています。

しかし、その他の地区では、中山間地域故の棚田であるという地形的な制約から、農地の保全には多大な労力が必要であり、今後如何にして、農地の持つ多面的な機能を地域の活性化に結びつけるかが課題となっています。

第4章 農業振興計画の基本方針

1. 意欲ある多様な担い手の確保及び育成

農業の体質を強化し、農業者と地域農業の安定的な発展を図るためには、優れた技術と経営管理能力を有し、営農意欲の高い農家子弟や、U I Jターンを含めた非農家からの新規就農者などの多様な担い手を確保育成が不可欠です。

このようなことから、専門的に農業に取り組む新規就農者を確保・育成を図るとともに、女性農業者や副業的に農業に取り組む兼業農家など、多様な担い手の参入を推進します。特に専業農家として新たに就農する新規就農者については、本市の農業振興を支える重要な担い手として位置づけられることから、産地と連携して構築してきた研修体制を活用するとともに、新たな品目等について新規就農者育成システムの構築を検討します。

地域にとって貴重な担い手である認定農業者等については、経営改善計画の目標達成に向けて、国や県の事業を活用するとともに、「人・農地プラン」の実質化による担い手の明確化を進め、認定農業者など地域の担い手へ農地の流動化を推進し、経営改善を促進します。

また、基幹作業を中心に労力不足が深刻な問題となっていることから、地域独自の労力支援組織の育成や県が中心となって設置された(株)エヌの活用を推進し、労力支援システムの構築を図ります。

2. 多様性のある農業の振興

平戸市は、土地条件、気象条件などから、肉用牛をはじめ、露地・施設野菜、水稲など多様な農業が営まれています。今後は、水田を有効に活用した肉用牛、園芸などの所得向上を図ることができる品目の振興を図るため、農業者の規模拡大やスマート農業などを推進し、省力化対策や生産性の向上に取り組めます。

また、規模拡大の推進だけでなく、農業経営における補完作物についても安定的に生産することができる仕組みづくりや、農産物直売所など独自の流通を活かした栽培を推進します。

本市の農地の大半を占める水田については、主食用米における高温耐性品種の推進や水田裏作を推進し、水田のフル活用による所得向上を図ります。

3. 地域の特性を活かした販売戦略

農産及び園芸品目については、主要販売ルートである農協系統販売を中心に集出荷体制の整備に取り組み、生産部会等の販売力の強化や効率的な集出荷体制の構築を推進します。

肉用牛については、家畜市場の統合と毎月の競り市開催が計画されていることから、市場統合等の動きに対応できる地域内流通対策などに取り組めます。

さらに、個々の農業者の独自の取組みや地産地消の推進として、地元直売所での販売などを推進します。

4. 農業環境の保全

農業生産において排出される廃プラスチックなどの適正な処理を推進し、環境負荷軽減に努めます。

また、農業環境を整え、担い手が意欲を持って農業に従事できるように、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度を推進し、農道や用排水路などの生産基盤の維持・保全に取り組むとともに、棚田など農村集落の持つ資源等を活用し地域活性化を図ります。

5. 有害鳥獣対策の推進

「捕獲・防護・棲み分け」の3対策を基本に、イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害を減らすため、防護柵や捕獲用箱罟を整備するとともに、地元猟友会と連携した駆除活動及び「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事容認事業」を活用し、有害捕獲従事者の充実を図ります。

また、捕獲されたイノシシについては、「ジビエ」として有効活用を図り、新たな平戸特産品づくりを推進します。

「まちなか」における被害防止対策に努め、地域住民との協働による緩衝帯整備及び放任果樹の管理に対する指導や周知などを推進します。

6. 地産地消の推進

安全・安心な農産物を地元の消費者に安定的に供給するため、農産物直売所等における新たな生産者の確保を推進するとともに、生産施設や供給施設の整備などを支援します。

また、農業者と市内消費者の相互理解を深めるために、農産物直売所等の更なる活性化を図るとともに、学校・給食等、家庭や地域における地元農産物に対する利用促進など、地産地消を推進します。

7. 離島地区の振興

地理的条件等により、農産物等の出荷に海上輸送コストが発生することから、海上輸送コストの削減に向けた支援を行い、農産物の流通体制の改善に取り組めます。

また、集出荷施設や輸送手段が限定されるため、本土地区と比較し生産することができる品目が限られる傾向にあります。このことから、葉たばこなどの地域独自の品目について、今後も安定的に栽培するための支援に取り組めます。

第5章 基本方針実現のための取組み

第1節 意欲ある多様な担い手の確保及び育成

1. 新規就農者の確保・育成

就農希望者を幅広く確保するため、就農に関係する情報を多様なルートで発信するとともに、新規学卒者やU I Jターン者等の就農を促進するため、教育機関や関係機関等と情報共有等の連携を図り、新規就農者の確保に努めます。

さらに、専門的な新規就農者の育成を目的とした、産地と連携した既存の研修体制の運用を継続するとともに、新たな品目においても、生産者団体、農協等関係機関と連携し、新規就農者の確保・育成に向けた仕組みづくりに取組みます。

また、国の農業次世代投資資金の活用による就農促進に向けた支援を行うとともに、平戸式もうかる農業実現支援事業等により、新規就農者の就農に必要な施設等の整備に対する支援を取組みます。

2. 認定農業者等の育成強化

国や県の事業を積極的に活用し、園芸や肉用牛振興に対する支援を行い、他産業並みの所得が得られる農業の確立に取組み、意欲ある担い手を育成します。

認定農業者の経営改善計画の目標達成に向け、県及び農協など関係機関と連携した指導体制を強化するとともに、農地中間管理事業等を活用した優良農地の集積・集約化や、施設整備、機械導入等の検討を推進し、生産性の高い農業の実現に対する取組みを支援します。

認定農業者協議会の活動を強化し、会員相互の交流を促すとともに、自己研さんの為の研修や多様な農業者との情報交換を通じて、経営力の向上に向けた取組みを推進します。

農業経営の更なる発展を図るため、一定の経営規模を有する認定農業者等に対して、農業経営の法人化に向けた取組みを支援します。

将来の認定農業者候補となる後継者や青年農業者に対して、農業経営や技術指導を行う活動を支援します。

3. 多様な担い手の育成

高齢化に伴う離農などにより担い手が減少し、農村集落の維持や農地環境の保全が困難となる中、今後も農村地域の活性化を図るためには、女性農業者や兼業農家等の活躍が重要となってくることから、多様な担い手の育成に積極的に取組みます。

女性農業者の育成については、農業経営に参画し、能力や役割を十分に発揮できるような環境整備と意欲向上につながる研修事業や先進事例などの情報提供を

行います。

兼業農家については、個々の経営に応じた品目を推進するとともに、直売所組織等とも連携しながら、地域の多様な担い手が農業経営に参入しやすい環境づくりや仕組みづくりを行い、副業的な農業への参入を促進します。

4. 地域の中心となる担い手の育成

これまで農村集落を支えてきた農業者が高齢化する中、地域の農業や農村を維持するためには、意欲ある担い手の確保・育成が重要となってきます。そのため、今後、これからの地域農業を担う世代が地域の中心となって、効率的な農地利用による農業を実現することが必要となります。

このようなことから、地域や集落の農業者と話し合いを行いながら、県や農業委員会などの関係機関とも連携し、今後の地域農業の方針や農地集積の方向性を取り決める「人・農地プランの取組み」を推進し、地域の中心となる担い手の明確化及び育成に取り組めます。

また、農地中間管理事業等を活用し、優良農地の確保を図るとともに、経営力の強化に向けた集落営農組織や法人組織の検討等、県など関係機関と連携し、研修会や相談会への参加を推進します。

5. 労力支援システムの構築

農業従事者の高齢化や農業就業人口の減少が進んでおり、これまでのように農繁期において、近隣の農業者同士が協力し合って労力を補完することが困難な状況になっています。また、認定農業者を中心とする担い手においても、規模拡大を図るうえで労力の確保が課題となっています。

このため、労力を安定的に確保するための仕組みづくりとして、ヘルパー組織や労力支援システムの構築を推進し、労力不足の解消を図ります。

また、農業分野における労力不足の解消を図るため、県が中心となって設置された(株)エヌについても、今後、本格的な事業の展開が期待されることから、積極的に活用します。

第2節 多様性のある農業の振興

1. 畜産の振興

(1) 肉用牛の振興

本市は、肉用牛の産地であります。高年齢に伴い飼養戸数は年々減少傾向にあります。しかし、経営規模拡大に意欲的な担い手等の農業者の存在に

より、頭数は維持しているところです。

今後も肉用牛の産地として基盤を維持するために、国庫事業等を活用した牛舎等の施設整備や繁殖雌牛の導入、子牛共同育成施設（キャトルセンター）の利用を推進します。

また、肥育牛については、平戸牛の産地の維持を図るため、肥育素牛の導入等を推進します。

（２）その他畜産の振興

養豚やブロイラー等については、経営規模の拡大や防疫体制の強化を図るため、国庫事業等を活用した施設整備等に対して支援に取組みます。

（３）新規就農者の育成

新たな担い手の確保・育成を図るため、「平戸式もうかる農業実現支援事業」を活用し、施設整備等に対して支援を行います。

また、新規就農者、後継者、継承者の人材育成の場を提供するため、既存の農業者による法人化を推進します。

（４）持続的な畜産経営の推進

畜産農家の高齢化が進む中、産地を維持していくためには、増頭対策や新規就農者等の育成だけでなく、既存の畜産農家が１日でも長く飼育管理を続けることができる環境を整備する必要があります。

そのために、耕作放棄地等を活用した放牧地造成やコントラクター組織の育成に向けた検討、「監視カメラ」や「発情発見・分娩監視通報システム」などのICT技術等を活用したスマート農業による労力の省力化・低コスト化・生産性の向上の取組みを推進します。

また、安全・安心な畜産物を安定的に供給するために、家畜の診療や損耗防止を担う獣医師の適正定員の確保や安定的な輸送体制の構築に向けた支援に取組みます。

（５）家畜防疫及び環境対策

人や物の国際的な交流が活発な中、家畜伝染病の国内への侵入リスクが極めて高くなっています。そのため、関係機関と連携した家畜の伝染性疾病に対する自衛防疫の推進、更には防疫体制の整備を推進します。

また、地域社会や自然環境と調和した生産を推進するため、家畜排せつ物は農地への還元を基本とし、地域における畜産農家と耕種農家との連携による相互補完体制の構築を支援します。

2. 施設園芸の振興

(いちご)

振興品目であるいちごについては、園芸品目のなかでも収益性の高い重要な品目ではありますが、近年、生産者の高齢化による廃作により栽培面積が減少傾向にあることから、産地の維持を図る必要があります。

このため、産地が中心となって新規栽培者を育成する「新規就農者育成システム」を引き続き推進しながら「平戸式もうかる農業実現支援事業」を活用して園芸用ハウスを整備し、新規就農者の確保により産地の維持を図ります。

また、近年、ハウス内の温度や湿度、二酸化炭素濃度などをコントロールする「環境制御システム」が導入され、単収が増加しています。

今後は、さらに「環境制御システム」などスマート農業の普及を推進するとともに、出荷量の増加に対応できるよう、パッケージセンターにおける処理能力の強化を図ります。

(アスパラガス)

振興品目であるアスパラガスについては、生産者の高齢化に伴い栽培面積が減少傾向にあることから、産地の維持を図る必要があります。

このため、部会が中心となって新規栽培者を育成する「新規就農者育成システム」を引き続き推進しながら「平戸式もうかる農業実現支援事業」を活用して園芸用ハウスを整備し、新規就農者の確保により産地の維持を図ります。

また、定植後、20年以上経過した圃場では株の老齢化や、病害の発生により収量が減少傾向にあります。このような圃場の多くは、生産者の年齢も高齢化している傾向にあります。

このため、それぞれの生産者や圃場に即した改善目標を定め、現状より少しでも生産性が改善できるよう検討します。

3. 露地園芸の振興

(ばれいしょ・たまねぎ)

国の指定野菜であるばれいしょやたまねぎについては、重量品目であることなどから、生産者の高齢化に伴い栽培面積が年々減少傾向にあります。

しかしながら、本市では従来から様々な農業者において経営の補完作物として栽培され続けており、市場でもその品質は評価されている品目であります。

本市では、県内他産地と比較し、気候条件的に収穫期間が限定的であることなどから、大規模な産地化が進まず、個人選別による出荷調整による出荷が行われています。

このため、青果野菜としての規模拡大には限界がありますが、基本技術の指導を徹底しながら生産性の安定化と労力負荷軽減を図り、今後も、農業経営の補完作物として推進します。

(ブロッコリー)

水田で栽培ができる数少ない品目であり、多様な作型により栽培が可能なブロッコリーは、県北地域の推進品目として位置づけられています。

一方、ブロッコリーは収穫後の温度管理により品質が大きく変化する品目であることから、農地や労力の問題だけでなく、収穫後の品質管理が確保できる環境を整える必要があります。

このため、栽培推進にあたっては多様な作型を活かして適切な品質の状態出荷することができる生産体制を確保するとともに、収穫から出荷調整における予冷体制の確保を視野に入れながら推進します。

(種ばれいしょ)

県内有数の栽培面積を誇る種ばれいしょについては、重要病害虫である「ジャガイモシストセンチュウ」未発生地域であることから、県内でも優良な産地として位置づけられており、経営品目としても価格変動が少なく、安定した農業収入が期待される品目でもあります。

そのため、今後も、病害虫の防疫体制を強化し安定した種ばれいしょの生産に努めてまいります。また、生産者の高齢化も進みつつあることから、種ばれいしょの需要を踏まえつつ、新規栽培者の育成を図ります。

4. その他園芸の振興

(葉たばこ)

大島地区で栽培されている葉たばこについては、地域の重要な振興品目であり、近年、若い後継者が育成されています。

これまで、乾燥施設の近代化対策に取組み、出荷調整作業の省力化を進めてきましたが、農地の基盤整備が進んでいないため、省力化管理機械の導入が進みにくい環境にあり、管理作業の効率化が課題となっています。

今後は、生産者や関係機関と連携し、農地の基盤整備についての検討を行うとともに、基幹作業の省力化対策に取組み、更なる生産性の向上を図ります。

(加工業務用野菜)

加工業務用野菜は、販売単価は安いものの、出荷調整作業を省くことができることから、基幹作業の機械化によって作業の省力化を図り、大規模経営による所得確保を目標に、本市では加工用たまねぎの栽培に取り組んできました。しかし、生産性の安定化などで、解決しなければならない課題が残されています。

その一方、加工業務用野菜は、消費者の食生活の変化に伴い、今後も需要が高まることが予想されることから、引き続き産地化を進めていく必要があります。

今後は、本市におけるこれまでの取組みを分析し、生産性の安定化に必要な指導を強化するとともに、目指すべき経営類型の設定について検討します。

(その他)

農協系統販売を中心とする品目については、これまで、産地の拡大を重視しながら地域全体に栽培を推進してきました。

今後は、生産者の労働力や農地の条件を聞きながら、それぞれの経営にあった品目の栽培を促し、生産者がしっかりと稼ぐことができる体制を整えるよう推進します。

5. 水田フル活用の推進

(1) 水田農業の特徴

平戸市における水田農業は、肉用牛経営との深い結びつきがあり、稲わら、粗飼料生産、たい肥など利用において、耕種農家と畜産農家の連携が図られています。

また、農作物の作付は、水稻が多く、次いで飼料作物、たまねぎ、アスパラガス、葉たばこ、いちご等が栽培されています。

(2) 米の産地づくり

本市における主食用米については、早期品種であるコシヒカリや普通期品種のヒノヒカリを中心とした栽培が行われています。

栽培地域の適応条件と消費者の嗜好を考慮し、「売れる・うまい米」づくりを推進すると共に、安定多収生産のための土づくりを励行し、特別栽培米など、付加価値のある米づくりを推進します。

特に、登熟期の高温障害に強く収量が高い高温耐性品種の作付けについて、農協や関係機関と連携して推進します。

(3) 転作作物の作付推進

米の需要が減少するなか、主食用米に代わる飼料作物、新規需要米、振興作物（たまねぎなどの露地野菜等）を中心とした各種転換作物の作付を推進します。

特に、国も推進する新規需要米（WCS 用稲）については、水田機能をそのまま利用して生産することが可能であることから、引き続き推進を図ります。

さらに、耕地利用率向上のため、二毛作の取組みを積極的に推進するとともに、水田畑地化や団地化により、園芸作物の拡大を図ります。

6. 生産基盤の強化

農業者が行う農道の新設・改良・舗装補修や暗渠排水及びかんがい施設の新設・改修を支援し、生産基盤の維持・保全に取り組みます。

更に効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯及び畑地帯における地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体育成を支援します。また、農業生産基盤を管理する土地改良区の活動についても支援します。

第3節 地域の特性を活かした販売戦略

1. 農協系統における集出荷体制の整備

農産物の販売については、農協系統販売を中心とした共同販売が主流であり、卸売市場向けに統一された出荷規格に基づき、ダンボールや定量パック等で出荷をされています。

そのため、今後も地域の特性を活かした農産物の販売と、市場の需要に則した出荷形態への対応を推進するために必要な支援を講じます。

また、農協において、農産物の品質の均一化や集出荷コストの低減を図るため、広域化した集出荷体制の整備等が計画されていることから、本市の農業者の出荷・販売に支障をきたさないような対策を講じるよう、農協に対し要望していきます。

2. 家畜市場統合に向けた支援

現在、肉用牛の競りを行う家畜市場については、県北地域では本土地区を管轄とする「平戸口中央家畜市場」と、小値賀町、佐世保市宇久町を管轄とする「宇久小値賀家畜市場」の2市場が開設されています。

このような中、両市場の開設者であるながさき西海農業協同組合において、肥

育素牛等の購買者の誘致の強化や、市場運営の効率化等を目的として、「宇久小値賀家畜市場」を「平戸口中央家畜市場」に統合する計画があります。

この市場統合が実現すると、毎月市場開催や肥育素牛の上場頭数の増加に伴う購買者の誘致や販売体制の強化が期待されます。

一方、市場開設の変化に伴い、市場開設者であるながさき西海農業協同組合における市場再編に伴う受け入れ体制の整備や、産地における肉用牛の輸送体制の見直しなどが必要になります。

このようなことから、市場再編に係る体制整備等について、地元の部会や農協と連携し、必要な支援を講じます。

3. 農産物直売所における出荷者の確保及び生産体制の強化

農産物直売所は、専門的な農業者をはじめ、女性農業者など多様な担い手が、栽培の特色や地域性を活かして栽培した少量多品目の農産物を販売ができる重要な販売拠点施設であり、これまでも既存直売所の規模拡大や新たな事業展開に向けた支援のほか、市外観光客等への販売及び市外都市部への販売拠点となる取組みを推進してきました。

今後は、農産物直売所の販売力の強化を図るため、直売所向け農産物の生産施設や農家レストラン等の整備により、出荷者の確保、生産・供給体制の強化に取り組めます。

第4節 農業環境の保全

1. 農業用廃プラスチックの適正処理の推進

本市では、農業用の塩化ビニールやポリフィルム、肥料袋、農薬等の空容器など、農業用廃プラスチックの適正処理を推進するため、農協、生産部会、市で協議会を設置し、回収・処分を行っています。今後も、農業生産資材廃棄物の適切な処理を更に推進するとともに、生分解性プラスチック資材の利用促進を図ります。また、協議会の活動を通し、農業者への環境問題に対する意識向上を図ります。

2. 日本型直接支払制度等の活用

中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用し、地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る集落活動や中山間地域の農地保全活動について支援します。

また、棚田地域振興法に基づき、地域の自主的な取組みによる棚田等の保全や棚田を核とした棚田地域の振興を支援します。

3. 持続可能な農業の推進

農薬など農業に起因する環境汚染が問題視されていることや、食品への安全・安心志向の高まりを受け、有機農産物や特別栽培農産物の需要が高まっています。

しかし、有機農産物及び特別栽培農産物の栽培面積は、本市における全栽培面積の1%にも満たない状況であります。

それは、慣行農法と比べ、労力・経費を要するものの、それに見合った販売価格への転嫁が難しく、また新たな販路開拓も必要となることから取組みが進みにくい状況にあります。

そのため、有機農産物生産者等に対し、需要の動静等の情報提供を行うとともに、環境保全型農業直接支払交付金の活用により、有機農産物及び特別栽培農産物栽培を推進します。

4. 耕作放棄地の発生防止

農業生産の資源である優良農地の確保は、農業振興において重要なことであるため、農業委員会と連携した農地調査を実施するとともに、担い手への農地の集積・集約化を推進するため、農地中間管理事業を積極的に活用し、利用希望者と土地所有者の意向把握や両者間の貸借調整を行い、耕作放棄地の発生防止と農地の有効利用を推進します。

第5節 有害鳥獣対策の推進

イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害を減らすため、国や県の事業を活用した防護柵(ワイヤーメッシュ柵や電気柵)及び捕獲用箱罠を整備するとともに、地元猟友会と連携した駆除活動の強化及び「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事容認事業」を活用した免許保有者と地域農業者が一体となった活動が行えるよう体制の整備を進め、有害捕獲対策の充実を図ります。

また、捕獲されたイノシシについては、「ジビエ」として有効活用を図り、新たな平戸特産品づくりを推進します。

さらに、「まちなか」における被害防止対策に努め、地域住民との協働による緩衝帯整備及び放任果樹の管理に対する指導や周知などを推進します。

第6節 地産地消の推進

安全・安心で顔の見える新鮮な農産物を求める消費者の意向に対応した農業生産と、地場農産物を地域で消費しようとする活動が結びつく地産地消は、消費者の「地場農産物」への愛着心や安心感が深まり、地域農業の振興と活性化が図ら

れる取組みです。

本市では、平戸市食育推進会議が、「平戸市食育推進計画」の基本的施策に基づき活動を行っており、これまでの食育活動や給食への地場産品の活用などの取組みが評価され、令和元年度に農林水産省が行った食育活動表彰において、「消費・安全局長賞」を受賞しています。今後も平戸市食育推進会議の活動により、家庭、学校、幼稚園、保育所、地域において、食品の安全性、栄養、その他食生活に関する情報の提供を行い、食育推進運動を展開し地産地消を推進します。

1. 直売所を利用した地産地消の推進

農産物直売所を中心とする地産地消の農業活動では、生産者と消費者間の信頼関係が重要であり、生産者の顔が見えるような取組みが必要となります。

このため、生産者が消費者に支持される農産物を生産するために必要な施設整備等について支援を行います。

2. 学校給食等への対応

学校給食における地場農産物の利用は、新鮮な農産物を提供することができるとともに、地産地消の活動が、生産者と実需者の新たな関係を築くことにつながることから、意見交換などの情報交換を積極的に行い、食育活動を通じた地場農産物の利用率の向上を目指します。

第7節 離島地区の振興

離島地区である大島地区では、肉用牛（繁殖牛）、水稻を中心に、農地の流動化に積極的に取組み、葉たばこや種ばれいしょ、度島地区では、水稻を中心に豆類などの軽量作物やほおずきなど、地域の実情に応じた品目の経営が行われています。

しかし、離島地区であるため、農産物等の出荷に海上輸送コストが発生し、そのコスト分が本土地区との格差となっていることから、格差是正に向けた支援を行い、農産物の流通体制の改善に取り組みます。

また、葉たばこなどでは、機械作業による効率的な作業体制の整備を図るため、農地の基盤整備の必要があることから、生産者や農協など関係機関と連携し、基盤整備に向けた取組みや、基盤整備後の農地の有効活用に向けた高収益品目の導入や集荷・流通体制の整備等についての検討を推進します。